

(別記)

(一) 田村きく氏ニ対スル條件

私儀尔今従業員諸氏ト左ノ御誓約仕候

(1) 田村廣吾氏ハ今後飯宅又ハ飯宅セハルトモ業務上内係セ
ハルハ勿論之レニ準ジタル行為ヲナサザル事

(2) 飯宅ノ場合ハ先ニ示シタル五ヶ条ヲ承認スル事

(3) 作業上ニ職長ヲ置キ營業上ニハ最モ適当ナル支配人ヲ置
ク事

(4) 仕事ハ公平ニシ従業員ヲ解雇ノ場合ハ手当金壹百圓也ヲ
即時支給或ハ物品ヲ以テ之レニ当ツベキコト

(5) 萬一右何レニシテモ相当スル場合ハ如何ナル場合ト雖モ
即時休業セラレテモ次シテ異議等ハ申問敷キ事

以上

勞秘第一四九二號

昭和十年七月二十九日



内務大臣 後藤文支 殿
社 會 局長 官 殿
各 廳 府 縣 長 官 殿

警視總監 小栗一雄
使用労働者 五三五
爭議参加者 七〇
関係労働組合 (合同労組)
海運部 東京 東京労働新聞 編輯部

株式會社昭和製作所労働爭議ニ關スル件(第一報發生)

(1) 待遇改善嘆願ニ發端シ七月九日標記爭議發生セリ

(2) 七月九日勞資直接交渉が決裂シタルヲ以テ所轄大森署ニ於テ調停斡旋結果

七月十四日至リ会社顧問荒木東三ト組合代表ト間ニ妥協案成立シタルモ会社

ニ於テ之ガ正式調印ヲ拒ミタルヲ以テ七月十九日未明ニ至リ事實交渉決裂シ従業員(1)

要旨